

令和5年12月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ネ)第191号 広告表示差止請求控訴事件

(原審・岡山地方裁判所令和2年(ワ)第144号)

口頭弁論終結日 令和5年11月7日

判 決

岡山市北区奉還町1丁目7番7号

控訴人

特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

同代表者理事

河 田 英 正

同訴訟代理人弁護士

河 端 武 史

同

加 藤 航 平

千葉県浦安市高洲2丁目4番10号

被控訴人

株式会社インシップ

同代表者代表取締役

小 野 伸 二 郎

同訴訟代理人弁護士

佐 藤 暎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、別紙対象となる表示記載の表示を行ってはならない。

第2 事案の概要等（略語は新たに定義しない限り、原判決の例による。以下、本判決において同じ。）

- 1 本件は、適格消費者団体である控訴人が、「ノコギリヤシエキス」という名称のサプリメント（本件サプリ）に係る新聞広告（本件広告）の表示について、本件